

一、昭和二十六曆年新旧推計方法の相違 (旧推計は昭和二十六曆年国民所得調査報告—二十七年六月刊—をさす)

(1) 国民総生産費

(I) 分配国民所得

(A) 勤労所得

(a) 農 業

旧推計においては、二十五曆年推計によつて求められた第四・四半期勤労所得をもとにして、農家経済調査月報によつて求めた全府県平均一戸当り農業雇傭労賃支払額の四半期別指数によつて延長推計した。

新推計では、二十五年度農家経済調査年報によつて二十五年度農業所得に対する雇傭労賃の比率を求め、その比率を二十五年度個人業主所得額に乗じて二十五年度勤労所得を得、それを雇傭労賃の比率で四半期分割を行い、求められたところの二十五年度第四・四半期を基礎にして、雇傭労賃の傾向で二十六曆年を延長推計した。

昭和二十六曆年新旧推計方法の相違 (単位億円)

	旧推計(B)	今次推計(A)	(A)-(B)
分配国民所得	三四、九八四	一〇〇・〇	四六、八一七
勤労所得	一五、四〇八	四四・〇	二〇、三三五
個人業主所得	一五、七一一	四四・九	二〇、一九二
個人賃貸料所得	三〇・三	〇・九	三七七
個人利子所得	四五〇	一・三	六二一
法人所得	二、九九六	八・五	五、二三〇
官公事業剰余	一三七	〇・四	九一
海外よりの純所得	△二一	—	△一九
			二

(b) 農林水以外の諸産業

旧推計と同様に、主として毎月勤労統計および失業保険統計等により一人当平均賃金を求め、これに労力調査および二十五年十月国勢調査より得られた労働者数を乗じて算出したが、主として次の点が相違している。

旧推計では、勤労者数は農林水産業以外の産業について産業部門別に国勢調査や労力調査で推計されたものを用いたが、今次推計では、農林水産業以外の産業の勤労者の総数をまず推計し、それを右で求めた産業部門別勤労者数の構成比で按分して産業別勤労者数を推計することとした。

一人当賃金については、従来は男女別に求めていたが今次推計では男女平均をとつた。

旧推計の建設業は常備職員と常備日傭労務者に分けて、職員については経本国民所得調査室推計製造業賃金をそのまま用いたが、新推計においては、二十七年毎月勤労統計によつて製造業に対する建設業の賃銀(常備職員労務者平均)の格差が得られたので、これをもちいて常備職員労務者の賃金を推計した。日傭は従来は常備、日傭労務者と同じである。なおその他の勤労所得中チップについては新に出来た資料を補い、女の受取つたチップのほか男の分をも

加えることとした。又歳費の町村分を推計して補つた。

(B) 個人業主所得

(a) 農 業

農業は従来と同じく二十四年度農家経済調査の月報から一戸当り所得を算出し、これに対応する農家戸数(二十二年臨時農業センサスと二十五年世界農業センサスとにより補間推計)を乗じて算出し、さらにそれを農家経済調査年報で修正した。二十六歴年計数は、右の所得を農家戸数の変動と全府県平均一戸当り所得(農家経済調査)の趨勢で延長したが、主なる相違は左の通りである。

旧推計においては、農家経済調査月報により求めた二十五年度に対する二十六年一—三月の農家一戸当り農業所得の比率を二十五年度の農業の業主所得に乗じて二十五年度第四・四半期分を求め、これを基礎として、同様にして算出した農家一戸当り農業所後の趨勢で二十六年四月—十二月分を延長推計した。

新推計では農家戸数と農家経済調査年報で求めた農家一戸当り農業所得の総合指数を二十五年度基準にして求め、これを二十五年度の農業々主所得に乗じて二十六年度分を推計し、さらにこれを農家一戸当り農業所得の傾向により四半期分割して、二十六年度分を推計した。

(b) 農林水以外の諸産業

従来と同様、一業主当り平均所得に業主数を乗じて算出したが、以下の点で旧推計の場合と相違している。

(イ) 業主数 個人業主数は農林水以外の諸産業の勤労者数算出の場合と同様にして、昭和二十五年十月国勢調査の一〇%集計結果を基礎にして労働力調査により延長推計した。

(ロ) 一人当り所得 旧推計では、二十六年の税務統計がまだ発表されていなかったが、新推計ではこれを使用した。

(I) 製造業及び卸売、小売業

旧推計では、総理府統計局が六十五都市にわたり約六、〇〇〇の標本について二十六年八月および十一月の収支を調査した二十六年個人企業経済調査(A調査)による売上高を、八都市約三五〇の標本について毎月調査したB調査により延長して年間売上高を求め、これにA調査による利益率を乗じ、更に地域差その他の点を補正して求めたが、新推計も同様である。たゞし地域差の補正には、前推計では二十五年の税務統計によつたが、新推計では二十六年分の税務統計によつた。

(II) 鉱業及び建設業

旧推計では二十五年の所得を生産指数及び物価指数をもつて延長推計したが、新推計においては二十六年製造業一業主当り平均所得を基準として、各産業一業主当り課税所得の製造業のそれに対する格差によつて推計した。

(III) 金融業以下の産業

旧推計では、これらの産業は卸売及び小売業一人当り所得の対前年増加率を適用したが、新推計では鉱業及建設業の算出と同様、卸売及び小売業一業主当り平均所得を基準として、各業主別課税所得の卸売及び小売業に対する各産業の比率によつて推計した。

(C) 個人賃貸料所得

家賃は従来と同様家屋床面積に坪当り家賃から減価償却費、修繕費、家屋税等を引いた額を乗じて求めた。たゞし従来床面積を税務統計によつていたのを今次は地方財政委員会の資料によつた。

(D) 個人利子所得

(a) 貨幣利子は従来と同様、政府（一般及び特別会計受取利子＋社会保障利子）の受取利子配当と、個人預貯金利子および有価証券利子、生保、損保の支払利子の個人分をかゝげた。ただし今次は政府分に関して一般会計の受取利息及び配当を計上し、又見返資金特別会計の運用利息収入を決算書よりとつた。

(E) 法人所得

今次推計では、税務統計の会社表における税込利益申告金額に、申告額と更正決定額の比率を乗じ、更に法人企業調査（四半期別）によつて歴年期間に調整した。

いま従来の推計と特に違う点を上げれば以下のようである。

旧推計では法人所得中に日本銀行、復興金融庫納付金、同金庫剰余金を算入しなかつたが今回は加えた。

今次推計では繰越損金（当該年度の利益金を算定する為にすでに税込利益より控除されていたもの）を戻入れて計算を行った。

重復計算部分（即ち法人の受取配当金）はその後の調査により税法上当然控除されていることが判明したので、今回はこの調査を行わなかつた。

個人配当所得の算定に当つて今次推計では、税務統計より税込所得に対する個人配当の割合のみを求め、これを営利法人利益金に非営利法人剰余を加えたものに乗じて算出した。

(F) 官公事業剰余

官公事業剰余は、昭和二十六歴年において厚生省所管の国立病院特別会計並びに法務省における一般会計中刑務所

収入から経費分を推計除外したものを計上していたのであるが、概念上疑義があるので今次推計においては計上しなかつた。

(G) 海外よりの純所得

旧推計に於ては投資収益のうち直接投資のみの収支差額を計上していたが、今次推計では間接投資の収支差額をも含めた。

(2) 調整項目

法人企業の減価償却費については、旧推計では四半期別法人企業調査の減価償却費に資本金二〇〇万円以下の法人のものを推計加算して求めたが、新推計では旧推計による減価償却費を同資料の払込資本金と税務統計による払込資本金との格差で一応拡大した。個人企業についての推計方法は新旧とも同じであるが、計数上の相異は、個人業主所得の改訂と個人企業の業種範囲を拡大したことに伴うものである。業種の範囲は前推計では商業製造業のみであつたが、今回の推計では新たに鉱業等を加えた。

資本偶発損は、旧推計では暫定資料によつていたものを、確定資料を用いたため若干減少した。

(二) 国民総支出

(1) 個人消費支出

	新推計	旧推計	(単位百万円) 比較増減(△)
食料費	一八、〇〇一	一八、五六六	△ 五六五
被服費	二、五六一	一、二三三	一、三二九

光熱費	一、二一九	一、二二八	九一
住居費	一、七七四	一、七二〇	六四
雑費	八、二二六	七、五四四	六八二
合計	三一、七八一	三〇、一八〇	一、六〇一

(A) 食料費
 旧推計では二十四年一月三月の物的方法による計数を基礎に人的方法による指数で延長推計し、酒、煙草は国税庁専売公社の資料より直接推計したのであるが、新推計は二十五年度に煙草を含め配給統計、生産統計等により物的方法で推計したものを、人的方法による指数で延長推計した。この結果五六五億円の減少となった。

(B) 被服費
 旧推計では食料費と同様の推計方法によつたが、新推計ではこれを全面的に改め、二十二歴年の物的方法によつた計数を基礎に経済審議庁調査課調の物量指数と金額指数(C・P・I・東京)および人口の動きを掛けあわせて延長推計した。この結果一、三二九億円の増加となった。

(C) 光熱費

新旧推計共二十五年度の物的計数を基礎に人的方法による指数で延長推計したのであるが、新推計では人的方法による推計が全面的に改められた結果九一億円の減少となった。

(D) 住居費

旧推計では食料費と同様な推計方法によつたが、新推計では全面的に改めた人的方法(地代家賃を含む)による住居費を求め、そのうちにしめる地代家賃を、二十一年度における住居費中の地代家賃の比率五〇%によつて二十六歴

年の人的方法による住居費に乗じて推計し、これを控除し地代家賃以外の住居費を推計することとした。その結果六四億円の増加となった。

(E) 雑費

旧推計は食料費と同様の推計方法によつたが、新推計では被服費と同一方法によつた。別途推計の邦人海外純消費はその推計方法も推計額も新旧相違はない。また帰属利子については旧推計は二十五年度を基準として簡易に暫定的に推計されていたが、新推計では実績によつた。この結果六八二億円の増加となった。

(2) 国内民間総資本形成

(A) 個人住宅

資料の変更による若干の相違と、今次推計では、着工工事額の過少評価をアンケートにより修正したため増大した。

(B) 法人企業の設備及び在庫品増加

減価償却費等を税務統計によつて補正増加せしめた以外は従来推計方法と同一である。

(C) 個人企業の設備及び在庫品増加

農業については今次推計では年報によつたことと旧推計における計算の誤りを訂正したことにより相異を来した。

商工業は旧推計では二十五年を基礎とし個人業主所得の傾向で延長したが、新推計では、設備、在庫品増加別に法人企業調査(年次)の資本金二〇〇万円以下の企業のそれぞれの傾向で二十六年に延長し、さらに、新たに鉱業、建設業、運輸通信業を加えることとしたため四〇〇億円の増加となった。

二、政府収入

(一) 昭和二十六年政府収入

(1) 租 税 収 入

租税収入は個人税及び同税外負担、法人税及び同税外負担、間接税及び同税外負担に区別し、中央財政については決算見込額、地方財政については地方財政概要(地方財政委員会発表)の決算見込等の資料を根拠として推計した。

今回の推計方法は昭和二十六年における推計方法と異り、直接的に税及び各費目の転嫁の問題を検討し、税の性質、費目の性質により分類を行い、直接税、法人税、間接税および各同上税外負担に区分している。

なお、個人税外負担として宝くじ、競馬、競輪等の納付金、入場料収入等を計上し、共済組合掛金を恩給法納金の性格と同様に見て新たに計上した。

(A) 個人税及び同税外負担

(a) 中央 財政

(イ) 個人税 個人税は各年度とも所得税、相続税、富裕税等の個人税と看なされるものを計上した。

(ロ) 個人税税外負担 個人税税外負担は恩給法納金、授業料及び入学検定料、懲罰及び没収金(個人分)、免許及び手数料(個人分)、病院収入、共済組合掛金、用途指定寄附金、宝くじ、競馬、自転車、自動車競争等の納付金、並に入場料収入等を計上した。

(b) 地 方 財 政

(イ) 個人税 個人税は住民税即ち都道府県民税、市町村民税を計上した。

(ロ) 個人税税外負担 個人が負担するものとみとめられる使用料、手数料、寄付金等の地方財政の収入を計上した。

(B) 法人税及び同税外負担

法人税及同税外負担は資料の制約もあり、地方財政分は計上出来ないので中央財政分のみを計上した。

(イ) 法人税 法人税は、法人税、特別法人税等を各年度決算書により計上した。

(ロ) 法人税税外負担 税外負担は日本銀行納付金、復興金融公庫等の納付金(元金の返済分を控除した額)、懲罰及び没収金(法人分)、免許及び手数料(法人分)を計上した。

(C) 間接税及び同税外負担

(a) 中央 財政

(イ) 間接税 間接税は租税のうち他に転嫁されると考えられるものを計上した。その主なものは酒税、清涼飲料税、織物消費税、通行税、関税、噸税、物品税等である。

(ロ) 間接税税外負担 税外負担は印紙収入、専売益金、価格差益納付金等を計上した。

(b) 地 方 財 政

(イ) 間接税 地方税の間接税と考えられる附加税、独立税等を計上した。

(ロ) 間接税税外負担 使用料及び手数料等の法人分と目されるものを計上した。

(2) そ の 他

(A) 賃貸料収入

地方財政については資料の関係で不詳につき中央財政分のみをかかげることとし、官有財産賃付料、解除物件財産

貸付料等の賃貸収入並に同様の性質をもつ版權、特許権等の収入及び寄宿料等を計上することとした。

(B) 利子収入

政府の受ける利子収入、配当金収入を計上した。

(3) 四半期分割

(A) 個人税及び同税外負担

二十六年年度の国税庁発表の所得税、相続税、富裕税の合計額の収納済額で分割した。整理期における収納額は便宜第四・四半期として計上した。

(B) 法人税及び同税外負担

同法人税の収納額により分割した。整理期の取扱は(A)と同様である。

(C) 間接税及び同税外負担

同酒税、物品税の合計額の収納済額にて分割した。整理期の取扱は(A)と同様である。

(二) 昭和二十一年度乃至二十五年年度政府収入

(i) 租税収入

二十一―二十五年年度政府収入は、二十六年の推計方法と同様の方法で推計した。即ち中央財政については、毎年度の決算書等、地方財政については、地方財政概要(地方財政委員会発表)の決算書及び同見込等を根拠として推計した。

推計方法は税の性質を考え直接に分類を行い、直接税、同税外負担、法人税、同税外負担、間接税、同税外負担を

計上した。

(A) 個人税及び同税外負担

(a) 中央財政

(イ) 個人税 個人税は各年度により税種の変化があるが、主として所得税、相続税等を計上した。

(ロ) 個人税税外負担 個人税税外負担は歳入項目のうち個人負担となるとみられるものを計上した。即ち恩給法納金、共済組合掛金、授業料及び入学検定料、懲罰及び没収金(個人分)免許及び手数料(個人分)病院収入、用途指定寄付金及び宝くじ、競馬、自動車、自転車競走等の入場料収入、納付金等である。

(b) 地方財政

(イ) 個人税 個人税は住民税即ち都道府県民税、市町村民税を計上している。

(ロ) 個人税税外負担 個人負担と思料せられる使用料、手数料、寄付金等の収入を計上している。

(B) 法人税及び同税外負担

法人税及び同税外負担は地方財政分が、資料の制約もあり、分類不能であるため、中央財政分のみを計上した。

(イ) 法人税 法人税は、法人税、特別法人税等を各年度決算書より計上した。

(ロ) 法人税税外負担 税外負担は日本銀行納付金、復興金融金庫等の納付金の元金分を控除した額及び懲罰及び没収金、免許及び手数料(法人分)を計上した。

(C) 間接税及び同税外負担

(a) 中央財政

(イ) 間接税 間接税は租税において他に転嫁せしめ得ると考えられるものを計上した。その主なるものは酒税、

清涼飲料税、織物消費税、通行税、関税、屯税、物品税等である。

(ロ) 間接税外負担 税外負担は印紙収入、専売益金、価格差益納付金等を計上した。

(b) 地方財政

(イ) 間接税 地方税の間接税と考えられる附加税、独立税等を計上した。

(ロ) 間接税外負担 使用料及手数料等の間接税的性質を有するものを計上した。

(2) その他

(A) 賃貸料収入

地方財政については不詳につき、中央財政分の国有財産貸付料、解除物件財産貸付料等の収入並びに版權、特許権等の収入、寄宿料等を計上した。

(B) 利子収入

政府の受ける利子収入、配当金収入を計上した。

(3) 四半期分割

昭和二十五年の四半期分割は国税庁発表表税込納済額により分割し、整理期間分は第四・四半期に合算して計上した。

(三) 昭和九—十一年度の政府収入

昭和二十一—二十六年年度の推計要領に準じ中央財政の決算書、地方財政概要により、各年度を算定し平均した。

三家計調査による個人消費支出(人的方法による個人消費支出)

(一) 昭和二十六年推計方法

従来の推計方法を改め、先ず二十五年年度の農家、非農家世帯(これをさらに都市、郡部世帯に区分)を基礎として総人口の動きにより二十六年年度の農家、非農家世帯を四半期別に求め、ついで、そのうち非農家世帯にはこれと同一期間中に於ける一世帯当り消費額(都市在住非農家には、C・P・S・全都市分、郡部在住非農家にはC・P・S・小都市分)を乗じて非農家の消費支出を推計した。

また農家の消費支出は、農家経済調査月報の一世帯当り生計費と、農家世帯数の二十六年年度の二十五年年度に対する増加率を総合してえた指数を二十五年年度消費支出の費目別推計額に乗じて推計した。また四半期別消費支出は農家経済調査月報から推計した家計支出の四半期別金額の年計に対する割合により右の消費支出を四半期に分割して推計した。

(二) 二十一—二十五年推計方法

従来の推計方法を改め、先ず各年度の農家、非農家世帯(これを更に都市、郡部世帯に区分)を四半期別に世帯数の推計に求めた方法(註)により求め、これに、非農家については、これと同一期間中に於ける一世帯当り消費額(都市在住非農家にはC・P・S・全都市分、郡部在住非農家にはC・P・S・小都市分)を乗じて推計し、次で農家の消費支出は

(I) 二十四年度については、農家経済調査年度に基づいて農区別、支出階層別に一世帯当り平均家計費を算出し、これに農区別、支出階層別農家世帯数を乗じて推計した。

(II) 二十五年年度は、農家経済調査年報の全府県世帯当り平均家計費と農家世帯数の二十四年度から二十五年年度へ

の延びを加重した指数を、二十四年推計額に乗じて推計した。

(Ⅲ) 二十一—二十三年推計額については、先ず二十三年度農家経済調査年報による階層別農家世帯のウェイトを二十二年度の階層別支出金額に乗じて二十二年度の一世帯当り家計費を求め、これに農家世帯を乗じて二十二年農家消費支出総額を推計し、同年度の年報の費目別構成比により按分した。

二十一、二十三年度については二十二年農家経済調査年報の一世帯当り家計費と、右の家計費に二十三年農家経済調査年報による階層別農家世帯数のウェイトを乗じて算出した一世帯当り家計費との格差(八一・六)を二十一、二十三年農家経済調査年報の一世帯当り家計費に乗じて得たものに農家世帯数を乗じて消費支出総額を推計し、次いでそれぞれの費目別構成比(農家経済調査年報からえた)により按分してその費目別金額を推計した。但し右によつて推計された二十三年度の被服費のみは、二十四年度に比しやや高い値が出るので、非農家の被服費の二十四年度にたいする二十一—二十三年度の傾向によつて補正し、二十一—二十三年度の被服費を推計することとした。

(註) 世帯数の推計
人的方法による個人消費支出推計の基礎となる世帯数は次の方法により推計した。

- (1) 先ず二十二年及び二十五年の国勢調査に基いて総世帯、都市、郡部世帯数を求め、さらに郡部世帯に含まれている農家世帯は兩年の農業センサスに於ける農家戸数としてこれを郡部世帯から差引き、残りを郡部在住非農家とした。
- (2) 二十三、二十四年度は二十二年と二十五年を基として直線補間により推計した。
- (3) 二十一年度は二十二年を基礎に総人口の動きにより推計した。
- (4) 二十五年度の各四半期世帯数は総人口の動き(勞働力調査)により推計した。

(備考一) 人的方法による昭和二十五年個人消費支出新旧推計の相違点をあげれば、次のごとくである。

	新推計	旧推計	差引増△減 (単位億円)
食料費	一三、八九三	一一、一四二	一、七五一
被服費	二、八九八	二、七四三	一五五
光熱費	一、三七二	一、二八二	九〇

住居費 一、六四六 一、一〇二 五四四
 雑費 四、五七〇 四、三六〇 二一〇
 合計 二四、三九九 二一、六二九 二、七五〇

旧推計では農家人口と非農家人口を四半期別に求め(先ず農家人口を求め総人口から差引いた残りを非農家人口とした)、これに農家経済調査及びC・P・S・からえた一人当り平均消費額(食料費から酒煙草、住居費から地代家賃を除いたもの)を乗じて個人消費支出を推計した。

なお、非農家の消費額には郡部在住者の分も含めねばならぬので、これをC・P・S・の小都市分で代用することとし、非農家全体の平均消費額は、C・P・S・の全都市一人当り消費額と同小都市一人当消費額を、都市人口と郡部在住非農家人口で加重して求めた。

新推計ではこれを改め、先ず二十五年の国勢調査及び農業センサスに基いて、都市在住非農家、郡部在住非農家世帯を求め、都市在住非農家にはC・P・S・の全都市一世帯当り支出額、郡部在住非農家にはC・P・S・の小都市分を乗じて推計し、次いで農家の消費額は、農家経済調査年報等から推計した農家家計費を乗じて推計し、これらを合計して個人消費支出を求めた。

(備考二) 物的方法による昭和二十五年個人消費支出新旧推計の相違点をあげれば、次のごとくである。

	新推計	旧推計	差引増△減 (単位億円)
食料費	一五、一二七	一五、三五六	△ 二二九
被服費	一、七〇一	九三四	七六七
光熱費	九六六	九六五	△ 一
住居費	一、四九三	一、四九七	四
雑費	六、三四四	六、三二一	二三
合計	二五、六三一	二五、〇七三	五五八

I 食料費
 旧推計では、二十四年—二十三年の物的方法による計数を基礎に、人的方法による指数で延長推計したのであるが、新推計は物的方法により直接推計した結果二九億円の減少となつた。

II 被服費
 なお酒煙草は新旧推計とも相違はない。

旧推計では食料費と同様の推計方法によつたが、新推計ではこれを全面的に改め、二十二歴年の物的推計を基礎に、経済審議庁調査課調の物量指数とC・P・I・(東京)指数および人口の動きを綜合してえた指数で延長推計し、人的方法による年度と歴年の格差により二十五年度を推計した結果七六七億円の増加となつた。

Ⅲ 光熱費

両推計とも同一の推計方法である。

Ⅳ 住居費

旧推計は食料、被服費と同様な推計方法によつたが、新推計では今回全面的に改めた人的方法(地代家賃を含む)によつて推計した計数によることとした。なお右の住居費中には地代家賃が含まれている。しかし、地代家賃は別途直接推計によつて関係上、右の人的方法によつて推計した住居費から地代家賃を控除しなければならない。そのため、二十一年度に物的方法により推計した住居費中の地代家賃の比率五〇%を、二十五年度の人的方法による住居費に乗じて地代家賃を除いた住居費を推計し、右に別途推計した地代家賃を加えて個人消費支出の住居費を推計した結果、旧推計に比し四億円の減少となつた。

なお別途推計の地代家賃はその推計方法も推計額も相違しない。

Ⅴ 雑費

旧推計は食料、被服、住居費と同様の推計方法によつたが、新推計ではこれを改め、被服費と同一方法によつた結果二十三億円の増加となつた。

なお帰属利子及び本邦人海外消費はその推計方法にも推計額にも相違はない。